



令和 5 年度

日赤岩切奉仕団 総 会 議 案 書

令和 5 年 5 月 10 日 (水) 13:30～

岩切市民センター第 1 研修室

1. 議事

第 1 号議案	令和 4 年度事業報告	1
第 2 号議案	令和 4 年度収支決算報告及び監査報告	3
第 3 号議案	令和 5 年度事業計画(案)	5
第 4 号議案	令和 5 年度収支予算(案)	6

2. 資料

資料 1	令和 5 年度役員等名簿	7
資料 2	令和 4 年度活動資金 (会費) 納入実績	8
資料 3	日赤岩切奉仕団規約	9

第1号議案 令和4年度事業報告

赤十字奉仕団が共有する信条および令和4年度計画にもとづき、下記のとおり事業活動の推進に努めました。

年月日	行事等	場所等
R4 04.01 (金)	行政財産目的外使用許可 行政財産目的外使用減免通知	対象：倉庫
04.10 (日)	監査	団長宅
04.22 (金)	第1回地区委員会（団長会議）	宮城野区役所
04.28 (木)	役員会・総会資料作成	市民センター
05.11 (金)	令和4年度総会 活動資金募集説明会	市民センター 総会議案は賛成多数で承認
05.17 (火)	<ul style="list-style-type: none">3年度会計精算書4年度会計執行計画書奨励事業申請	宮城野区地区事務所へ提出
06.02 (木)	第2回役員会	市民センター
06.21 (火)	令和4年度事務費・事業費前渡交付	口座振り込み
06.24 (金)	クイックテント搬入	市民センター
06.29 (水)	第72回社会を明るくする運動岩切地区実施委員会総会	市民センター
07.07 (木)	第3回役員会	市民センター
07.21 (水)	岩切地区民生委員児童委員候補者選考委員会	市民センター
07.23 (土)	奉仕団団長会議	中止
07.25 (月)	奨励事業助成金交付	口座振り込み
07.28 (木)	岩切市民まつり実行委員会	市民センター
08.02 (火)	岩切地区防災会議	市民センター
08.03 (水)	活動資金収納→区事務所に振込 第4回役員会	市民センター
08.09 (火)	活動資金資料提出	宮城野区事務所
08.19 (金)	仙台市地区奉仕団大会	仙台市福祉プラザ
09.08 (木)	第5回役員会	市民センター

年月日	行事等	場所等
09.09 (金)	岩切市民まつり実行委員会	市民センター
09.11 (日)	岩切地区総合防災訓練	岩切中学校
09.16 (金)	奨励事業「音楽喫茶室」	市民センター
10.29 (土)	岩切市民まつり準備	市民センター
10.30 (日)	岩切市民まつり	市民センター
11.18 (金)	岩切市民センター補助避難所運営訓練	市民センター
11.21 (月)	赤十字奉仕団リーダーシップ研修会	中止
11.25 (金)	令和5年度赤十字運動用資材調査提出	宮城野区事務所
12.05 (月)	令和4年度事務費・事業費交付	口座振り込み
12.07 (水)	第6回役員会	市民センター
12.19 (月)	奨励事業剰余金返還	口座振り込み
R5 01.08 (日)	岩切地区町内会連合会新年祝賀会	市民センター
02.01 (水)	岩切地区各種団体意見交換会 懇親会	市民センター 和食の小島
02.10 (金)	宮城野地区福祉団体懇談会	エスポール宮城
03.08 (水)	第7回役員会	市民センター
03.09 (木)	監査案内状発送	
03.10 (水)	行政財産目的外使用許可 行政財産目的外使用減免 上記申請書提出	宮城野区中央市民センター
03.30 (木)	監査資料打ち合わせ	団長宅

第2号議案 令和4年度収支決算報告及び監査報告

収入

単位：円

項目	①決算額	②予算額	①－②増減	備考
1.会費収入額	1,179,950	1,200,000	△ 20,050	会費
2.事務事業費	165,194	252,000	△ 86,806	事務事業費
3.前年度繰越金	145,974	145,974	0	繰越金
4.助成金	45,000	0	45,000	奨励事業
5.雑収入	0	0	0	
6.その他	1,500	0	1,500	指定期間外会費
収入合計	1,537,618	1,597,974	△ 60,356	

支出

単位：円

項目	①決算額	②予算額	①－②増減	備考
1.会費送付金	1,179,950	1,200,000	△ 20,050	会費
2.事務費	52,898	90,000	△ 37,102	事務費
(1)消耗品費	4,253	10,000	△ 5,747	用紙・インク他
(2)通信運搬費	2,928	20,000	△ 17,072	はがき・切手他
(3)印刷製本費	0	20,000	△ 20,000	
(4)備品費	0	0	0	
(5)会議費	39,287	30,000	9,287	会議経費
(6)旅費	5,000	10,000	△ 5,000	交通費
(7)諸費	1,430	0	1,430	手数料
3.事業費	127,460	190,000	△ 62,540	事業費
(1)活動費	82,130	85,000	△ 2,870	活動費
(2)奨励事業費	45,330	70,000	△ 24,670	奨励事業費
(3)講習会費	0	10,000	△ 10,000	
(4)献血事業費	0	5,000	△ 5,000	
(5)研修会参加費	0	10,000	△ 10,000	
(6)災害援護費	0	5,000	△ 5,000	
(7)諸費	0	5,000	△ 5,000	
4.予備費	0	117,974	△ 117,974	
支出合計	1,360,308	1,597,974	△ 237,666	

収入額合計 支出額合計 差引額合計（次年度繰越額）
 1,537,618円 － 1,360,308円 = 177,310円

監査報告書

令和5年4月9日、日赤岩切奉仕団長宅において、日赤岩切奉仕団の令和4年度収支決算書類について、関係帳簿類ならびに関係証拠書類を監査した結果、会計処理は適正に行われ、決算書類も正しく作成されていることを認めます。

令和5年4月9日

監事 北原惣年 

監事 大泉博 

第 3 号議案 令和 5 年度事業計画(案)

下記に掲げる事業活動の推進に取り組み、奉仕団活動の一層の充実強化に努めてまいります。

1. 会費募集活動及び広報活動の推進 5月～8月
 - ・ 会費募集及び広報資料配布等

2. 赤十字奉仕団奨励事業の推進
 - ・ 地域高齢者福祉活動-----6月, 10月
社会福祉協議会が主催する地域高齢者とのふれあい活動の共催

 - ・ 地域交流活動----- 10月
音楽会や講演会等を通して地域の方々と交流を深める

 - ・ 地域の福祉施設慰問活動-----9月
特別養護老人ホーム等

3. 各種研修会及び行事への参加-----随時
 - ・ 日赤関連の各種大会、会議及び研修会に積極的に参加する
 - ・ 町内会連合会及び地域の各種団体が開催する行事に積極的に参加する

4. 各種機材の活用 -----随時
 - ・ テント（通常タイプ 3 張り+ワンタッチ式 1 張り）
 - ・ 炊き出し用炊飯器（2 セット）

※ 岩切地区の町内会及び各種団体のイベント時に貸し出します。

第4号議案 令和5年度収支予算(案)

収入

単位：円

項目	①本年度予算額	②前年度予算額	①－②増減	備考
1.会費収入額	1,200,000	1,200,000	0	会費
2.事務事業費	168,000	252,000	△ 84,000	事務事業費
3.前年度繰越金	177,310	145,974	31,336	繰越金
4.助成金	75,000	0	75,000	奨励事業
5.雑収入	0	0	0	
6.その他	0	0	0	
収入合計	1,620,310	1,597,974	22,336	

支出

単位：円

項目	①本年度予算額	②前年度予算額	①－②増減	備考
1.会費送付金	1,200,000	1,200,000	0	会費
2.事務費	65,000	90,000	△ 25,000	事務費合計
(1)消耗品費	6,000	10,000	△ 4,000	用紙・インク代
(2)通信運搬費	10,000	20,000	△ 10,000	はがき・切手
(3)印刷製本費	10,000	20,000	△ 10,000	資料作成
(4)備品費	0	0	0	備品費
(5)会議費	30,000	30,000	0	会議経費
(6)旅費	7,000	10,000	△ 3,000	交通費
(7)諸費	2,000	0	2,000	手数料等
3.事業費	192,570	190,000	2,570	事業費合計
(1)募金活動費	82,570	85,000	△ 2,430	町内会募金活動費
(2)奨励事業費	75,000	70,000	5,000	奨励事業費
(3)講習会費	10,000	10,000	0	講習会費
(4)献血事業費	5,000	5,000	0	献血事業費
(5)研修会参加費	10,000	10,000	0	研修会参加費
(6)災害援護費	5,000	5,000	0	災害援護費
(7)諸費	5,000	5,000	0	諸費
4.予備費	162,740	117,974	44,766	予備費
支出合計	1,620,310	1,597,974	22,336	

資料1 令和5年度役員等名簿

役員

役職名	氏名	住所	電話番号	備考
団長	鈴木 健治	岩切字台屋敷 27	255-8159	
副団長	郷家 邦子	岩切字鴻巣 99	255-6497	
副団長	佐藤 敏雄	岩切字東河原 66-9-301	255-9031	
会計	久富 恵子	岩切中江北 1-9	255-6442	
奉仕員幹事	田中 雅子	岩切一丁目 7-2	255-8301	
会計監事	北原 惣年	岩切字畑中 9-13	255-9445	
会計監事	大泉 博	岩切字今市 26	255-6902	

協賛委員

町内会名	氏名	住所	電話番号	備考
洞ノ口	井上 恒男	岩切字東河原 239	255-1281	
若宮	三浦 雄司	岩切字青津目 138-19	396-6535	
入山	櫻井 章良	岩切字入山 83-15	090-4871-8819	
台ヶ原	石井 訓	岩切字新宿前 26	255-6111	新任
大橋	高野 文芳	岩切字入山 8-1	255-9151	
畑中北	富塚 和衛	岩切字畑中 9-12	255-7398	
畑中南	伊藤 和則	岩切字畑中 20	255-8033	
今市下区	武田 功	岩切字三所南 142-19	255-2955	
今市中区	鈴木 運一	岩切字今市 74	255-0678	
今市上区	高野 秀策	岩切字今市 106	255-8446	
余目	門間 栄一	岩切字鴻巣 72-1	255-7705	
山崎	小野寺 義次	岩切 2 丁目 9-50	255-9592	
岩切三丁目	佐藤 昭夫	岩切 3 丁目 18-10	255-8760	
県営自治会	大栗 雅絵	岩切 2 丁目 12-2-103	080-5842-9060	新任
分台	京極 美和	岩切分台 1 丁目 6-4	255-7887	新任

資料 2 令和 4 年度活動資金(会費)納入実績

区域 班	納入形式		会費合計額 (円)
	一括	個別	
洞ノ口町内会	○	-	100,000
若宮町内会	○	-	58,000
入山町内会	○	-	69,000
台ヶ原町内会	○	-	80,000
大橋町内会		65	60,500
畑中北町内会		121	64,800
畑中南町内会		112	70,000
今市上区町内会		73	68,000
今市中区町内会	○	-	30,000
今市下区町内会		411	211,850
余目町内会		205	103,000
山崎町内会	○	-	60,000
岩切三丁目町内会	○	-	102,800
県営自治会町内会	○	-	30,000
分台町内会	○	-	30,000
岩切奉仕団		3	42,000
合計		990	1,179,950

資料 3 日赤岩切奉仕団規約

(日本赤十字社宮城県支部仙台市地区岩切奉仕団規約)

「設置」

第 1 条 本団は、岩切奉仕団と称し岩切地区内に居住する日本赤十字社(以下日赤という)の思想活動に賛同する個人、法人の会員及び篤志家をもって構成し、その事務所は団長宅に置く。

「奉仕活動」

第 2 条 本団は、日赤の趣旨に則り社会奉仕活動を行うため下記の事業を行う。

2. 日赤会員の増員並びに会費の募金活動等を奉仕する。
3. 国内又は国外の災害、救助並びに義援金品等の募集等に奉仕する。
4. 団員に対する家庭の看護法の研修を実施し家庭における老人の看護に奉仕する。
5. 団員各自が身体の状態に応じ積極的に献血奉仕する。
6. その他 日赤の理想を達成するための必要な奉仕活動をする。

「役員」

第 3 条 本団に次の役員を置く。

1. 団長 1 名
2. 副団長 2 名
3. 会計 1 名
4. 会計監事 2 名
5. 協賛委員 各町内会長
6. 奉仕員幹事 若干名
7. 顧問 団に顧問を置くことができる。

「役員任務」

第 4 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 団長は、本団を代表し団務を統括する。
2. 副団長は、団長を補佐し団長事故ある時は、その仕事を代行する。
3. 会計は、会計経理を処理する。
4. 会計監事は、会計事務全般を監査する。
5. 協賛委員は、各町内会の奉仕活動について指導推進を行う。
6. 奉仕員幹事は、奉仕活動の全般について補助を行う。
7. 顧問は、本団の運営について相談にあたる。

「役員選出」

第5条

1. 団長、副団長、会計、会計監事は、総会に於いて選出し、任期は2年とする。ただし再任は妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
2. 協賛委員及び奉仕員幹事は、団長が推薦し、総会の承認を得るものとする。

「奉仕員」

第6条 協賛委員は、管轄地区内に奉仕員を推薦し奉仕活動の円滑を図るものとする。

「会議」

第7条

1. 役員会は、団長、副団長、会計及び奉仕員幹事をもって構成する。
2. 総会は、役員及び奉仕員をもって構成する。

「経理」

第8条

1. 本団の運営経理は凡て日赤よりの事業交付金によって運営する。
2. 会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

「報告」

第9条 本団は各年度初め総会を開き、年度内に於ける事業報告並びに事業交付金の使用状況を報告し承認を受けるものとする。又その際に併せて奉仕活動に対する意見を聴取並びにこれらに関する協議を行うものとする。

「帳簿等」

第10条 本団は、下記の帳簿を備えるものとする。

1. 記録簿 本団活動の一切の記録に関する記録
2. 会計簿、現金出納簿、預金通帳等

「附則」

第11条 本規約は、昭和50年2月19日より実施する。

1. 平成10年6月1日 一部改正
2. 平成13年5月23日 一部改正
3. 平成22年5月27日 一部改正
4. 平成29年5月10日 一部改正